

令和 4 年度第 1 回山県市水道事業審議会会議録

召 集 年 月 日	令和 4 年 5 月 1 6 日（月）									
開 催 場 所	山 県 市 役 所 3 F 3 0 3 会 議 室									
開 催 日 時	令和 4 年 5 月 3 1 日（火） 午前 1 0 時から 1 1 時まで									
審 議 会 委 員 定 数	1 0 名									
出 席 し た 委 員	石 服 棚 日 植	神 部 橋 比 野 村	正 和 良 紀	真 己 良 和 美 子	古 大 田 前 山	川 野 上 川 田	雅 朝 啓 愛	一 義 隆 子 子	以上 1 0 名	
欠 席 し た 委 員	無 し									
説 明 の た め に 出 席 し た 者	水 道 課 長 事 務 局	大 坂 土	西 田	義 広 哲	彦 司 也	大 瀧	西 野	一 也 遼		

（午前 1 0 時 0 0 分）

事務局	次第 1 開会
副市長	次第 2 委嘱状交付
副市長	次第 3 副市長あいさつ
事務局	事務局の課長及び、職員あいさつ
会長	次第 4 あいさつ
事務局	水道料金の改定について、引き続きご審議をお願いします。 事務局より説明を求めます。
説明	事務局 次第 5 審議 本日は、料金改定方法と令和 4 年 2 月 9 日開催の当審議会で御質問のあった「基本料金 1,400 円超過料金 140 円のシュミレーション」、「料金改定スケジュール」、「コロナ禍での家計への影響について」担当より回答しますので審議をお願いします。 なお、料金改定方法案と「基本料金 1,400 円超過料金 140 円のシュミレーション」については、一括して説明します。
説明	料金改定方法案 1：令和 5 年度に 30 %の改定、料金改定方法案 2：令和 5 年度に 20 %分、6 年度に 10 %分の 2 回に分けた料金改定、料金改定方法案 3：令和 5 ～ 7 年度の 3 年間で 10 %分づつ 3 回改定する方法案について説明した。 事務局としては案 3 については、料金改定年度において、すでに赤字となるため推奨できない。
説明	料金改定方法案 1 と「基本料金 1,400 円超過料金 140 円のシュミレーション」を比較し説明した。事務局としては料金改定方法案 1 の 30 %以下の改定率となるため推奨できない。
委員①	料金改定方法案 1・案 2 について比較したが、令和 5 年度に 30 %の改定する案 1 を事務局の案としてお願いしたい。
委員②	経営戦略を見直しながら、適正な 30 %改定が妥当と思う。案 1 がよい。
	案 1 がよい。他案は、複数回の料金値上げとなるため、市民感情もよくない。一度の料金改定により、安定的な運用を望む。

委員①	耐用年数を超えた管、老朽化した設備に速急な更新が必要。今後、資金不足に陥る。原価割れにもなっている。企業債の借り入れもあり問題が多い、案 1 がよい。
委員③	企業会計で独立採算であるため案 1 の 30 %の改定を支持する。命を守る水である、現状をしっかりと周知を行い市民からの意見収集し、その後方向性を出す。経営戦略は水道課が作られたので、その方向性で良い。
事務局	説明 「料金改定スケジュール」、「コロナ禍での家計への影響について」について回答する。 「料金改定スケジュール」の具体的な料金改定時期については、令和 5 年 4 月請求分からか、もしくは令和 5 年 6 月請求分からのどちらがよいかを今後の審議会でお計りしたい。 「コロナ禍での家計への影響について」はコロナでの市の施策は無かったので減免はない、相談があった場合分割納付など個別対応となる、主な理由でコロナの影響で支払えない方はほとんど無かった。
委員①	料金改定について生活困窮者に対する基本料金減免制度が垂井町で行われている。基本料金の減免する予定はあるのか
事務局	説明 施策のひとつとして、コロナ対策臨時交付金を水道料金減免分に充てるなど、一部の自治体で行っている。コロナ対策臨時交付金については、上限額もあり、様々な活用方法もあることから、市執行部と市議会と協議しながらコロナ対策臨時交付金の最も適した活用方法を考えいくことになる。
委員③	岐阜県下の水道料金では、山県市の水道料金は 38 事業体等中 24 番目に安く、その料金で維持されている。企業会計であるので経営戦略に基づいて経営に差し使えない方向へ持って進めるべき。
委員④	市民の皆さんに現状を知ってもらうこと。それによって解決になれば、やむを得ない。給水人口は少なくなっているが給水戸数は微増しているので基本料金は見込める。新規加入者が微増となっているので、実際の収入収支の割合が緩和されるのでは。減価償却費も更新工事の状況で変わってくるのではないかな。
委員③	しっかりと市民の意見をもらっていって頂ければ自然と回答が出てくると感じます。
会長 事務局	次第 6 事務局よりその他審議ありますか。 説明 今後は市民の方へ水道事業の現状と課題についてホームページ、広報で掲載し広く意見を伺う予定です。パブリックコメント及び市役所・各支所・各中央公民館で意見箱の設置を行い意見募集したい考えです。
会長	審議会での確認事項といたしまして、料金の改定時期は令和 5 年 4 月から 30 %の改定をおこなうこととします。市民からの意見募集の方法はパブリックコメント、意見箱の設置とします。
会長 委員 会長 事務局	ほかに意見ありませんか。 全員無し 本日の審議はここまでとします、次回審議の確認して下さい。
説明	次回は、市民へ意見募集した結果を報告予定です。継続となりますが料金改定の審議していただきます。
会長 事務局 会長	次回の開催予定は 7 月末開催予定です。 これをもちまして令和 4 年度第 1 回水道事業審議会を閉会とする。

（閉会午前 1 0 時 5 0 分）